

家畜衛生情報



死亡牛 BSE 検査対象月齢が変わります

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日に BSE 検査の対象となる死亡牛の月齢が変更されます。検査対象となる死亡牛について十分理解いただき、検査漏れがないようご協力願います。なお、死亡牛の受入時間が原則午後となります（夏季は除く）。ご注意ください。

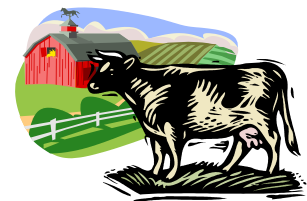
① 96 か月齢以上の死亡牛

② 48 か月齢以上の起立不能を示す死亡牛

例：死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛

③ 全月齢の BSE を疑う症状のある死亡牛

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛



上記①～③については、

BSE 検査を行う必要があります

平成 31 年 3 月 31 日までは従来どおり 48 か月以上が対象です
ご注意ください

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223
飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923	県庁園芸畜産課	026-235-7232

